

## 第9回 教育委員会会議日程

開催期日 令和元年10月24日(木)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第17号 教育長職務代理者指名の件
- 日程第5 報告第18号 中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」  
実施の件
- 日程第6 報告第19号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第7 報告第20号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第8 報告第21号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第9 報告第22号 社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者  
募集停止の件
- 日程第10 議案第37号 芽室町地域学校協働本部規則制定の件

閉 会

日程第4

報告第17号

教育長職務代理者指名の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）第13条第2項の規定に基づき、令和元年10月1日付けで西村嘉博委員を教育長職務代理者に指名したので、報告します。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第5

報告第18号

中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施の件

中学生生徒会との「飛び出す教育委員会・子どもトーク」を実施しようとするものであります。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 「飛び出す教育委員会・子どもトーク」

～中学校単位生徒会と教育委員会委員の意見交換会～

- 1 目的 生徒が日頃感じていることや考えていることについて教育委員と意見交換を行い、教育行政の基本である子どもたちが「生きる力」を身につける教育の推進を図る。
- 2 出席者 芽室中学校生・芽室西中学校生 単位生徒会（10名以内）  
上美生中学校生 単位生徒会を中心とした生徒（人数制限なし）

### 3 実施日時

	実施日	集 合 時 間 (中央公民館)	子どもトーク	学力向上取組の 説明
芽室中学校	令和元年 11 月 29 日 (金)	15 : 45	16 : 00～	17 : 00～
上美生中学校	令和元年 10 月 31 日 (木)	15 : 30	16 : 00～	17 : 00～
芽室西中学校	令和元年 11 月 18 日 (月)	15 : 45	16 : 00～	17 : 00～

- 4 場 所 各学校

- 5 テーマ ①学校生活・家庭生活について
  - ・生徒会活動と学校との関わりについて
  - ・学習方法や塾の利用について
  - ・部活動について
  - ・文化、スポーツ等の一流アスリートや成果を挙げた指導者の講演会について②他者の関わり（いじめ問題を含む）について
  - ・友人や家族について
  - ・ネットスマホ依存にならないための対策について
  - ・休日の活動について③教育委員会委員からの質問事項について

- 6 教育委員会委員が説明を受ける内容等  
全国学力・学習状況調査結果を踏まえた、学力向上に対する取組について

### 7 会議形態

会場について

- ・会議席形態は話しやすい形態とする。（学校と相談）
- ・傍聴者は各学校3名以内とする。

日程第6

報告第19号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和元年度就学援助認定総括表(令和元年10月3日)

申請世帯	3 世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	2 世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	2 世帯
経済的困窮世帯	1 世帯
児童扶養手当受給世帯	世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	1 世帯
不認定世帯	1 世帯
認定廃止世帯	世帯

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(10月3日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校	1			1
合計	1	0	0	1

合計 2

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 0

## ●準要保護不認定者数一覧(10月3日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校						1	1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	1	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 1

# 令和元年度就学援助認定総括表

(令和元年10月3日現在)

申請世帯	198 世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	166 世帯
要保護世帯	3 世帯
準要保護世帯	163 世帯
経済的困窮世帯	85 世帯
児童扶養手当受給世帯	72 世帯
町民税非課税世帯	3 世帯
国民年金保険料免除世帯	1 世帯
生活保護廃止世帯	2 世帯
	世帯
不認定世帯	30 世帯
認定廃止世帯	2 世帯

## ◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	198	166	30	3	14.4

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(10月3日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	13	21	15	88
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	11	4	9	10	6	4	44
芽室南小学校			1		1	2	4
合計	30	15	22	26	28	22	143

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	20	26	15	61
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	16	14	10	40
合計	38	44	27	109
合計				252

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	9	11	8	40
			1		1	2
2	1		4	3	3	13
						0
8	2	5	14	14	12	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	13	6	30
	2		2
5	6	2	13
16	21	8	45
合計			100

## ●準要保護不認定者数一覧(9月17日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	3	20
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合計	7	4	6	4	3	8	32

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合計	3	7	6	16
合計				48

## ○町民税非課税世帯

芽室西小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	3年	1人

## ○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

## ◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	2人
芽室西小学校	6年	1人
計		3人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）



## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第7

報告第20号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 8

報告第 21 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和元年 10 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第9

報告第22号

社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者募集停止の件

社会体育施設指定管理者の指定期間延長に伴う指定管理者の募集停止について、報告します。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第10

議案第37号

芽室町地域学校協働本部規則制定の件

芽室町地域学校協働本部規則を制定しようとするものであります。

令和元年10月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町地域学校協働本部規則

令和元年11月 1日  
教育委員会規則第 号

### (設置)

第1条 芽室町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「地域学校協働本部」を設置する。名称は、「めむろ郷育・夢育応援団本部」（以下、「応援団本部」という。）とする。

### (目的)

第2条 この要綱は、社会教育法第5条2項に基づき、幅広い地域住民、企業、団体等と学校が連携・協働する地域学校協働活動（以下、「協働活動」という。）を推進することにより、社会総掛かりで未来を担う子供たちの成長を支えるとともに地域の創生を図ることに寄与することを目的とする。

### (構成等)

第3条 応援団本部は、教育委員会及び、校長の推薦を受けた協働活動を行うことができる以下の者により組織する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学校運営協議会委員

2 応援団本部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 応援団本部に会長及び副会長を置き、会長は教育長をもって充て、副会長は応援団本部員の同意を得て会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 応援団本部の会議は、会長が招集し会長が議長となる。

- (1) 応援団本部は、部会等の必要な組織を置くことができる。
- (2) 応援団本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。
- (3) 応援団本部に属する者の経費及び推進員が活動に要する経費、又はその他の経費については別途定める。

### (協働本部の役割)

第4条 応援団本部は、各学校運営協議会の「協議」を活動につなげるなど、芽室町コミュニティ・スクールの充実を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働活動に関するビジョンの明確化及び計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域学校協働活動推進員（以下、「CSコーディネーター」という。）及び統括的な地域学校協働活動推進員（以下、「統括CSコーディネーター」という。）の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認めること。



(CSコーディネーター)

第5条 CSコーディネーターは、社会教育法第九条の七項に基づき、教育委員会が委嘱するとともに各学校運営協議会に1人配置し、以下に掲げる職務を行う。

- (1) 活動対象校の支援ニーズの把握及び支援活動に関すること。
- (2) 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。
- (3) ボランティア人材バンク、企業及び団体、個人に対するボランティア活動の要請に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援団本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

2 CSコーディネーターの任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中の推進員の交代等に伴う後任推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(統括CSコーディネーター)

第6条 統括CSコーディネーターは、教育委員会が委嘱し、次に掲げる職務を行う。

- (1) CSコーディネーターとの連絡調整及びCSコーディネーター間の情報共有に関すること。
- (2) CSコーディネーター研修及びボランティアの養成に関すること。
- (3) 協働活動の推進に関すること。

(地域学校協働活動ボランティア)

第7条 地域学校協働活動ボランティアは、次に掲げる支援を行う。

- (1) 学習支援活動
- (2) 校内環境整備の支援活動
- (3) 登下校中の安全確保の支援活動
- (4) 部活動等の指導者の支援活動
- (5) 学校行事に係る支援活動
- (6) 前各号に掲げる支援のほか、学校の支援要請に応じ、協働本部が必要と認める支援

(守秘義務)

第8条 応援団本部に属する者又は各委員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、応援団本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

芽室町地域学校協働本部に関する要綱

(令和元年10月25日芽室町教育委員会教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町コミュニティ・スクールの推進における地域学校協働本部規則（令和元年芽室町教育委員会規則第?号。）で定める報償費の金額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 地域学校協働活動本部規則第4条で定める金額は、次のとおりとする。

区 分	金 額
1 会議出席当たり	1, 5 0 0 円

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。